

平成 26 年 7 月 15 日
福祉部高齢社会対策課

第 6 期（平成 27～29 年度）練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 における検討課題

介護保険施設等の整備促進

【目標】

要介護状態になっても、介護保険施設の整備を図るとともに質の高い介護サービスを提供できる人材の育成・確保を促進することにより、区民が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる状態を目指します。

【現状と課題】

区は、第 5 期計画において、在宅での介護が困難な方が安心して暮らし続けられるよう、計画期間中の目標数を定め、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の施設の整備を推進してきました。着実な施設整備と新たな在宅サービスの導入が図られてきましたが、整備目標数を達成することが困難な施設があることなどが課題となっています。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、常時介護が必要なため、在宅での生活が困難な方が、入浴や排せつ、食事など日常生活上の介護や機能訓練等を受けながら、能力に応じて自立した日常生活が営めるようにすることを目的とした入所施設です。

第 5 期計画においては、「特別養護老人ホーム入所指針」に定めた基準による指数 11 ポイント以上の入所待機者を、早期の入所が必要な方と位置付け、東京都の補助制度に上乘せする区独自補助のほか、区有地の活用等、積極的な施策展開を図りました。その結果、整備目標である新規 700 床のうち、632 床は既に整備が見込まれており（うち 452 床は開設済）、特別区内において最も整備が進んだ状況です。一方、練馬区高齢者基礎調査において区内特別養護老人ホーム入所待機者の現況や意向を確認したところ、既に有料老人ホームや別の特別養護老人ホーム等へ入所済みの方が約 7 割、自宅での介護を続けている方が全体の 3 割程度いることが分かりました。第 6 期計画においては、このような実態を踏まえるとともに、介護保険法の改正により特別養護老人ホームへの入所者が原則要介護 3 以上に限定されたことを受け、特別養護老人ホーム入所指針を見直す必要があります。

今後の施設整備については、第 5 期までの整備による既存施設の空床発生見

込と新しい入所指針に基づく在宅での生活が困難な要介護者数を勘案し、整備目標数を定める必要があります。また、区外における特別養護老人ホーム整備の可能性や、特別養護老人ホームに求められる医療対応と看取り介護（ターミナルケア）の推進について検討する必要があります。

介護老人保健施設は、急性期の治療が終わり、病状が安定した介護が必要な方を対象に、医学的管理のもとで介護や機能訓練等を行うことにより、在宅での生活への復帰を目指す施設です。

第5期計画における整備目標である新規660床のうち、420床は既に整備が見込まれています（うち264床は開設済）。未だ、整備目標には到達していませんが、他種別の施設整備が進む中、本来目的である在宅復帰に向けての中間施設としての役割を果たしやすくなっています。このため、今後の整備方針については、見直しを図る必要があります。

また、介護療養型医療施設は、長期間にわたる療養を必要とする方が、療養上の管理、看護、医学的管理のもとで介護や機能訓練等を行うことにより、能力に応じて自立した生活を営むことを目的とした医療施設（病院）ですが、平成29年度末をもって制度の廃止が予定されており、現在区内にある3施設が、介護老人保健施設への転換意向を持つ場合、どのような支援に取り組むかを検討していく必要があります。

短期入所生活介護（ショートステイ）は、介護の必要な方が、介護老人福祉施設などに短期間入所して入浴や排せつ、食事など日常生活上の介護や機能訓練を受けることにより、心身の機能の維持とともに家族の介護負担の軽減を図ることを目的としたサービスです。

特別養護老人ホーム整備に対し、1割の併設整備を義務付けてきたため、第5期計画における整備目標である新規62床に対し、既にこれを超える127床の整備が見込まれています（うち91床は開設済）。しかしながら、ショートステイの稼働率はいずれも高く、区民ニーズの高い施設であることから、今後も整備の継続を検討する必要があります。

有料老人ホームは、食事の提供、介護、洗濯・掃除等の家事または健康管理のうち、いずれかのサービスを提供する施設で、そのうち、介護付有料老人ホームは、介護が必要になっても、有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護を利用しながら、その有料老人ホームの居室で生活を継続することが可能です。介護付有料老人ホームの整備については、東京都は特定施設入居者生活介護の指定にあたり、区の意見書を踏まえて対応することとしています。

第5期計画においては、混合型・介護専用型ともに充足していると考え、区

の意見書については、「指定を認めない」旨の回答をしてきました。

一方、区内の介護付有料老人ホームを対象とした調査の結果、要介護3以上の利用者が過半数となっています。入居前住所地が練馬区内である方は4割程度ですが、有料老人ホームは終のすみ家としての機能や在宅での生活が困難な方を支援する役割を一定程度果たしていることがうかがえます。このため、特別養護老人ホームの整備方針との整合性を確保しながら、区としての方針を検討する必要があります。

介護人材の育成・確保については、高齢者基礎調査によると、介護事業所における運営上の課題として約4割の事業所から「スタッフの確保」、約3割の事業所から「スタッフの人材育成」が挙げられています。このため、施設整備にあたっては施設に従事する介護人材の育成・確保についても引き続き取り組んでいく必要があります。特に医療と介護の連携の必要性が増している中で、ターミナルケアや医療知識等についての研修を充実していく必要があります。

【施策の方向性と主な取組事業】

1 介護保険施設等の整備

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

「特別養護老人ホーム入所指針」については、認知症による介護負担の重さ、主たる介護者の介護期間、入所の緊急性を加味する等、入所の必要な事情を一層きめ細かくくみ取るよう見直しを行います。

施設整備については、第5期計画において整備された既存施設における今後の空床発生見込数と、在宅での生活が困難な要介護者数の今後の推移を踏まえ、必要な目標数を定めることとします。

区外での施設整備の可能性については、練馬区高齢者基礎調査の結果を見ると、入所待機者のうち区外の特別養護老人ホームに入所申込みをしている方は18.8%と、多くの方は住み慣れた地域での入所を希望していることがうかがえます。さらに、区外に特別養護老人ホームを整備した場合、入所者の医療保険や生活保護制度上の負担の問題を整理する必要があり、第6期計画においては、国や東京都の動向に注視しつつ区内での整備を基本とし、整備の協議があった場合には、当該時点における区内での整備進捗状況を踏まえて、必要性と実現可能性を検討していきます。

また、特別養護老人ホームにおける医療体制、看取り介護（ターミナルケア）の推進については、既に多くの区内施設で取組みが進められていますが、医師や看護師の配置等の困難さから、十分な機能を発揮できていない施設も見られます。今後も国や東京都の動向に注視し、区の立場においてもどのような支援が可能かを検討していきます。

《主な取組事業》

事業 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備

(2) 介護老人保健施設

施設整備については、国が示した標準的な整備量である高齢者人口の1%に相当する定員数を目標としてきましたが、区内の介護老人保健施設を対象とした調査の結果、整備の進捗により平成25年12月末現在の区内における入所待機者は25人となっています。そこで、第6期計画の整備目標数については、サービスに対する需給バランス等を踏まえ検討していきます。

一方、介護療養型医療施設の廃止とそれに伴う他施設への転換が第6期計画期間の終期である平成29年度末までであることから、引き続き介護老人保健施設への転換について支援を継続します。

《主な取組事業》

事業 介護老人保健施設の整備

(3) 短期入所生活介護（ショートステイ）

介護家族の負担軽減に資するショートステイに対する区民ニーズは高く、施設の稼働状況は高い数値で推移しています。このため、第6期計画においても、第5期計画における方針を継続し、特別養護老人ホーム併設での整備を基本としながら、単独型の整備についても、東京都の補助制度を活用し、事業者との協議を進めることで、一層の整備を図ります。

《主な取組事業》

事業 短期入所生活介護施設（ショートステイ）の整備

(4) 介護付有料老人ホーム

介護付有料老人ホームについては、特別養護老人ホームを補完する役割も期待できることから、入居要件が要介護1以上となる介護専用型についてのみ、事前相談時に区の要望を整備計画に反映することを条件に、東京都へ区の意見書として「指定を認める」旨の回答をすることとします。

ただし、有料老人ホームの整備目標数は、東京都が策定する介護保険事業支援計画において定められることとされているため、整備目標数は定めません。

2 介護人材の育成・確保

在宅療養患者を支える医療・介護関係者のさらなるスキルアップを目指し、多職種連携に必要な知識や能力を身につける研修や、相互理解を深めるための研修を実施します。

また、練馬介護人材育成・研修センターでは、医療と介護の連携を推進していく上で必要な人材育成のため、ターミナルケア等の研修を充実していきます。さらに、障害のある高齢者への介護サービスを充実させるため、平成25年度に開設した練馬障害福祉人材育成・研修センターと連携し、合同で人材確保に取り組むとともに、障害の特性に応じた合同研修の実施、介護・障害の両研修センターにおける研修の相互受講を行っていきます。

介護人材不足の解消に向けては、引き続き事業者と求職者の相談・面接の機会を設けるとともに、離職中の看護師やホームヘルパーなど、対象者を絞ったセミナーの開催により、質の高い人材確保に努めます。

《主な取組事業》

事業 **新規** 多職種連携等を目的とした研修

事業 練馬介護人材育成・研修センターへの支援

事業 介護職・医療職の人材確保事業